平成２９年（フ）第４２３４号
大阪市西淀川区福町２―29―27―201、住民票上の住所大阪市東住吉区桑津５丁目19番２号
破産者　青山　力也
１　破産債権の届出期間　平成30年４月10日まで
２　一般調査期日　平成30年５月21日午後２時
平成30年３月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９５号
北海道旭川市旭岡１丁目19番地の２
破産者　有限会社鮮魚まつもと
１　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
２　一般調査期日　平成30年５月30日午後３時30分
平成30年３月12日　旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５７３号
兵庫県尼崎市道意町３丁目８番１号
破産者　正光建設工業株式会社
１　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
２　一般調査期日　平成30年５月30日午後２時30分
平成30年３月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９５７号
大阪市生野区勝山北１丁目22番２号
破産者　アロー製靴株式会社
１　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
２　一般調査期日　平成30年５月21日午後２時30分
平成30年３月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９５８号
大阪市生野区勝山北１丁目22番２号
破産者　原辺　喜洋
１　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
２　一般調査期日　平成30年５月21日午後２時30分
平成30年３月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３４号
香川県高松市多肥上町366番地１
破産者　堀岡　光義
１　破産債権の届出期間　平成30年４月20日まで
２　一般調査期日　平成30年６月１日午前11時
平成30年３月９日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５７号
福島県郡山市安積町成田字高田50番地の２
破産者　橋本佳代子
１　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
２　一般調査期日　平成30年６月11日午後３時
平成30年３月12日
福島地方裁判所郡山支部破産係

債権者集会期日変更

平成２９年（フ）第３８号
香川県観音寺市豊浜町和田甲111番地２
破産者　藤原　浩史
主文　平成30年５月22日午前10時の財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日を、平成30年５月８日午前10時に変更する。
平成30年３月５日
高松地方裁判所観音寺支部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第１０１号
茨城県水戸市笠原町1375番地１
清算株式会社　株式会社メディケアパートナーズ
代表清算人　生田目千枝
１　決定年月日　平成30年３月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所

平成３０年（ヒ）第１００１号
広島市佐伯区五日市７丁目９番32号
清算株式会社　株式会社ＲＴＳ
代表清算人　石本　芳博
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２１０９号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目18番７号
清算株式会社　ＢＳＤジャパン株式会社
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第１００３号
横浜市港北区新横浜３丁目17番地２
清算株式会社　株式会社コープ総合葬祭
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（ヒ）第２９号
京都市左京区銀閣寺町23番地の８
清算株式会社　明星自動車株式会社
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

平成２９年（ヒ）第１０２号
和歌山県橋本市隅田町芋生７番地の５
清算株式会社　日本エコショップ株式会社
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

平成２９年（ヒ）第１９号
岡山市南区藤田564番地147
清算株式会社　黒田飼料株式会社
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（ヒ）第２０号
岡山市南区藤田564番地147
清算株式会社　スリー株式会社
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（ヒ）第１号
長崎市浜町７番13号
清算株式会社　株式会社森真珠店
代表清算人　森　由美子
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第１００１号
山形県東村山郡中山町大字長崎4214番地１
清算株式会社　株式会社加藤製作所
代表清算人　早丸　雅博
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
本協定に基づく弁済は、清算株式会社の100パーセント親会社である埼玉機器株式会社（以下「協定債権者」という。）の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。
ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　協定債権（関連会社債権）
１　本件特別清算における協定債権
協定債権者が有するもののみである。
２　協定債権の弁済及び免除
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定認可決定確定後遅滞なく、清算株式会社が協定債権者に対して有する債権8031万5215円と協定債権者が清算株式会社に対して有する債権３億1565万8467円をその対当額について相殺した残額である２億3534万3252円について、清算株式会社の現金及び預金の合計である6923万9119円から振込手数料864円及び残余財産確定事業年度の地方税均等割７万7000円（見込み）を控除した残額である6916万1255円を弁済し、残額について免除を受ける。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（ヒ）第５号
熊本市中央区国府３丁目27番20号
清算株式会社　株式会社Ｓ＆Ｔパートナーズ
代表清算人　田中　正文
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　債権者
債権者の氏名又は名称等、債権額は、別紙債権者一覧表のとおりである。
２　一般条項
(1)　権利の変更
特別清算開始申立日時点の現預金に長期前払費用を回収した額を加えた額である140万2232円（別紙解散後の資金異動明細参照）を、別紙債権弁済計画表の弁済に加える額欄記載の額の割合に案分して、弁済する。